

# 課外活動規程

(令和 5 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 26 年 2 月 10 日  
大学規程第 5 号

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）学則第 1 条に基づき、教育目的達成にかかわる課外活動の重要性に鑑み、学生の課外活動に関し、必要な事項を定める。

(課外活動の定義)

第 2 条 課外活動とは、正課以外の学習において、本学の目的に  
即し、学生が学生生活の充実向上を目的とした活動をいう。

## 第 2 章 団体の結成・継続・休部・廃部

(団体結成)

第 3 条 学生が学内において団体を結成しようとする場合は、顧問教員及び学生の責任者（部長、副部長、会計）3 名以上を定め、「課外活動計画申請書」（別紙様式第 1 号）に「部員届」（別紙様式第 2 号）を添え、学務係を経て、学生委員会の許可を受けなければならない。  
2 学生団体の構成員は、本学の学生でなければならない。

(団体継続)

第 4 条 学生団体が当該団体を継続しようとする場合は、新責任者（部長、副部長、会計）3 名以上を定め、「課外活動継続届」（別紙様式第 3 号）、部員届（新規入部者）及び部員名簿を添え、毎年 2 月末までに学務係を経て、学生委員会へ届け出なければならない。  
2 第 1 項の課外活動継続の届け出がない学生団体は、解散したものとみなす。

(団体の休部及び廃部)

第 5 条 学生団体が当該団体を休部しようとする場合は、「課外活動休部届」(別紙様式第 4 号)、廃部しようとする場合は、「課外活動廃部届」(別紙様式第 5 号)を学務係に届け出なければならない。

(名簿提出)

第 6 条 学生団体は、毎年 2 回、前期は 5 月末までに 4 月末現在、後期は 10 月末までに 9 月末現在の部員届(新規入部者)を、学務係に提出しなければならない。

(顧問及び責任者の変更)

第 7 条 学生団体は、顧問、責任者(部長、副部長、会計)に変更があった場合は、速やかに学務係に報告しなければならない。

### 第 3 章 学生活動

(学生活動届)

第 8 条 学生が、学外において課外活動をしようとする場合は、「学生活動願(届)」(別紙様式第 6 号)に参加者名簿・実施要領・計画書等関係書類を添えて、その期日の 10 日前までに、学務係に届け出なければならない。

2 学外活動をした場合は、終了後 10 日以内に、責任者が、その結果について記載した「学生活動報告書」(別紙様式第 7 号)を学務係に届け出なければならない。

### 第 4 章 施設・設備・備品等の使用

(施設・設備・備品等の使用)

第 9 条 課外活動として、本学の施設・設備・備品等(以下「施設等」という。)を使用することができる。

2 施設等の使用にあたっては、別に定めるところによる。

### 第 5 章 その他

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、課外活動に関し、必要な事項

は、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、教授会に諮り、学長が行う。

(事務)

第 12 条 この規程に定める学生の課外活動に関する事務は、学務係において行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い「サークル規約」は廃止する。

附 則（平成 26 年 9 月 9 日大学規程第 11 号）

この規程は、平成 26 年 9 月 9 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日大学規程第 38 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 2 日大学規程第 28 号）

この規程は、平成 28 年 8 月 2 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日大学規程第 41 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 14 日大学規程第 19 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提出日

年 月 日

学生部長 様

## 学生活動願(届)

下記のとおり活動を行いたく、許可くださいますようお願いいたします。

理学療法・作業療法・言語聴覚 学専攻\_\_\_\_年 学籍番号\_\_\_\_\_

代 表 者\_\_\_\_\_

団 体 名			
日 時	年 月 日( ) ~ 月 日( ) 日間 【 : ~ : 】		
	【備考】		
目的・内容	【活動・対外試合】※資料を添付してください。		
活 動 場 所	場 所		
	〒 TEL. - -		
代 表 者 連 絡 先	〒		
	TEL. - -		
参 加 人 数	名	顧問教員参加	有・無
移 動 方 法	【経路】		
団体学生割引 申請 (JR)	有・ 無	(備考)	

- ※ 活動日の 10 日前までに提出してください。
- ※ 参加者名簿・実施要領・計画書を添付してください。
- ※ 結果については、「学生活動報告書」を提出してください。
- ※ 団体学生割引を希望の場合は JR の駅・旅行センター等で「団体旅行申込書」を入手し、必要事項を記入の上、提出してください。
- ※ 個人での活動の場合は、引率教員又は、担任に届け出ること。

※可 否	年 月 日		
	1. 可	2. 条件付可	3. 不可

決 裁	学生部長	顧問	担任	学生係
-----	------	----	----	-----

別紙様式第7号

提出日 年 月 日

学生部長 様

## 学生活動報告書

理学療法・作業療法・言語聴覚 学専攻\_\_\_\_年 学籍番号\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_

下記のとおり、活動を行いましたので、報告いたします。

主催者名 <small>※対外試合の 場合は対戦校等</small>  <small>※ボランティア 活動の場合は主 催者名と行事名</small>	<small>※資料を添付してください。</small>
内 容 <small>※対外試合の場 合は結果を記載</small>  <small>※ボランティア の場合は活動の 内容を記載</small>	
感想・所感	
備 考	

確 認	学生部長	顧問	担任	学生係
-----	------	----	----	-----